

融資や保証をできる典型例

1. 短期資金調達をロールオーバーすることにより長期運転資金を継続的に確保してきたところ、販売不振による在庫の増加や収益の悪化等に対応するため、一定の長期資金の確保が必要。
2. 設備の老朽化等に対応するため、更新投資に係る資金調達が必要。
3. 告示日（平成21年1月27日）において契約済みの設備投資又は事業買収に係る資金（やむを得ず短期調達で一時的に対応している資金の借り換えも含む）の調達が必要（違約金、賠償金の回避を理由とするものも含む）。
4. 現地合弁会社の共同出資者が撤退したため、その持分を取得するための資金の調達が必要、又は、共同出資者による資金提供が得られなくなったため、その資金の調達が必要。
5. 社債の償還時期が到来するなど、長期資金の借り換えが必要。

（注1）上記はあくまで典型例として示したものです。

（注2）日本政策金融公庫法に定める「我が国の法人等」又は「出資外国人等」を対象とします。なお、中小・中堅・大企業の別を問いません。

（注3）日本政策金融公庫法上、短期資金（1年未満）は供与できません。

（注4）日本政策金融公庫法上、融資に係る資金の償還や保証に係る債務の履行等が見込めない案件への信用供与は行うことができません。